

(案)

契 約 書

役務の名称 札幌国際芸術祭2027会場・インフォメーションセンター管理運営
業務

上記の役務について、札幌国際芸術祭実行委員会（以下「委託者」という。）と、（以下「受託者」という。）は、次のとおり契約を締結する。

- | | | | |
|---|--------|--------------------|---|
| 1 | 契約金額 | 金 | 円 |
| 2 | 履行期間 | 契約締結日から令和9年3月31日まで | |
| 3 | 契約保証金 | 免除 | |
| 4 | その他の事項 | 別紙条項のとおり | |

この契約の証として本電子契約書ファイルを作成し、電子署名を行う。
なお、本契約においては、電子データである本電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

年 月 日

委託者 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌時計台ビル10階
札幌国際芸術祭実行委員会
会長 秋元 克広

受託者 住所
商号又は名称
職・氏名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

(契約保証金)

第2条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌国際芸術祭実行委員会契約事務取扱要領に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。

3 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

(秘密の保持)

第3条 委託者及び受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等)

第5条 受託者は、委託者と協議の上、役務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。この場合、受託者は、当該第三者に対し、この約款に基づき自己が負うのと同等の義務を負わせるものとする。

(著作権侵害の禁止)

第6条 受託者は、本業務の履行に当たり、第三者の著作権法上の権利を侵害してはならない。

(監督等)

第7条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(検査等)

第8条 受託者は、役務を完了したときは、その旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに受託者の立会のもとに役務内容の検査（以下「完了検査」という。）を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前項

の規定を準用する。

（契約金額の支払）

第9条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前項の契約金額を支払わなければならない。
- 3 委託者がその責に帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、契約の履行に際して、役務の一部を履行しないものがある場合には、第1項の契約金額から役務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者とが協議成立までの間、第2項の契約金額の支払を保留することができる。

（履行遅延の場合における違約金等）

第10条 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、履行期間の翌日から完了検査（第8条第3項で準用する場合を含む。）に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合（以下「違約金算定率」という。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。
- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に应ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 委託者の責に帰すべき事由により、第9条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

（談合行為に対する措置）

第11条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
- (2) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは使用人が独

占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第12条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌国際芸術祭実行委員会契約事務取扱要領に違反する行為をしたとき
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき
- (3) 受託者が委託者の同意を得ず本業務を履行しなかったとき
- (4) 契約期間内に履行の見込みがないと認められるに至ったとき
- (5) 本業務の履行に関し、受託者が信義則に反し、委託者に著しい損失を与えたとき
- (6) 受託者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者であるとき
- (7) 受託者が以下のいずれかに該当するとき
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。
 - チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (8) その他契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき

- 2 前項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。
- 3 第1項各号の事由により、この契約を解除したときは、受託者は委託者の請求に従って支払済の委託料を返還しなければならない。ただし、天変地異、法令改正、疾病又は負傷その他やむを得ない事由により、契約を解除した場合については、この限りではない。

(契約が解除された場合等の損害賠償)

第12条の2 次の各号のいずれかに該当する場合において、委託者に損害が生じたときは、委託者は受託者に対し、その損害に応じて賠償請求することができる。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第2条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

(委託者に対する損害賠償)

第13条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第14条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者との紛争解決)

- 第15条 受託者と第三者との間で、本業務に関し紛争が生じたときは、受託者は速やかに委託者に通知するものとし、当事者間の責任において解決に努めるものとする。
- 2 受託者は、第三者との紛争において損害が生じたとしても、委託者に対してその損害を請求することはできない。
 - 3 前二項の定めは、当該紛争が委託者の責に帰すべき事由によるときは、この限りではない。

(事業継続不能になった場合の措置)

第16条 予算の不成立や大幅な減額など、委託者において札幌国際芸術祭及び関連事業を継続することが不能となった場合、並びに、天災その他不可抗力により本件業務の継続が不能となった場合は、委託者は受託者にその旨を通知の上、この契約を解除することができる。この場合、契約解除によって生じた損害について

は、互いに賠償の責を負わないものとする。

2 前項の場合、委託者は契約の解除日以前に第9条の規定に基づき支払った契約金額については、受託者に返還請求は行わない。

3 第1項の規定により、契約を解除した場合には、委託者は契約解除日までに受託者が実施した役務に係る契約金額相当額を受託者に支払うものとする。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。

(その他)

第18条 受託者は、この約款に定めるもののほか、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

3 委託者及び受託者は、この契約に定められた各条項を、信義をもって誠実に履行し、この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、法令の定めによるほか、誠意をもって協議し定めるものとする。